

糸島市議会委員会における請願の趣旨説明に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、糸島市議会会議規則（平成22年糸島市議会規則第1号）第142条の規定により、委員会が請願の趣旨説明を受ける場合の運営その他必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「趣旨説明」とは、請願を付託された所管の委員会において、請願者本人若しくはその指名した者（以下「趣旨説明者」という。）が、当該請願の趣旨の説明を行うことをいう。

(趣旨説明の申出方法)

第3条 趣旨説明を希望する請願者は、当該請願が審査される定例会告示日の12時（正午）までに議長に申し出なければならない。

(趣旨説明のための出席)

第4条 趣旨説明のため、委員会に出席できる趣旨説明者は、1件の請願につき1人とする。ただし、趣旨説明者の身体的理由等により説明に当たり補助が必要な場合において、委員会が認める場合はこの限りでない。

2 趣旨説明者が趣旨説明のため委員会に出席するときは、当該請願の紹介議員のうち1人が同席しなければならない。

3 この要綱の規定により委員会に出席した者への費用弁償は、支給しない。

(趣旨説明の時間)

第5条 趣旨説明の時間は、5分以内とする。

(趣旨説明に対する質疑等)

第6条 請願を審査する委員は、趣旨説明者に対し、請願内容及び趣旨説明に関する質疑をすることができる。ただし、趣旨説明者は委員に対し、質疑をすることができない。

(資料等の配付の禁止)

第7条 趣旨説明を行うに当たり、趣旨説明者は資料等を配付することはできない。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年10月25日）

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。